九州													
沖縄													
合計													

2　特定小売供給約款による供給の販売額

旧供給区域	特定小売供給約款による供給の販売額（千円）		
	高圧	低圧	
		電灯	電力

備考　1　みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者は、２については記載する必要はない。
2　みなし小売電気事業者は、２に加えて１についても記載すること。また、１においては特定小売供給を含めた数値を記載すること。
3　１においては、一般送配電事業者の供給区域ごとに記載すること。
4　その他需要の欄には、建設工事用電力及び事業用電力に当たる内容を記載すること。
5　２の旧供給区域の欄には、みなし小売電気事業者として特定小売供給を行つている旧供給区域を記載すること。
6　沖縄電力株式会社以外は特定小売供給約款による供給の高圧の欄には記載する必要はない。
7　検針日が月末ではないこと、需要家によつて検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行つている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。
8　販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第２項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。
9　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第２表　低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月～　月分　　小売電気事業者名

			1	2
メニュー名				
供給区域				
適用開始日				
料金設定方法	料金設定の種別（該当するものに○を記入）	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
		その他		
	料金設定方法の概要			
燃料費調整の有無				